

○函館都市計画観光地区内の建築制限等に関する条例

昭和38年8月10日条例第8号

改正

昭和48年7月17日条例第17号
昭和52年10月14日条例第41号
昭和63年3月31日条例第13号
平成4年3月24日条例第4号
平成5年6月29日条例第23号
平成7年7月10日条例第30号
平成9年9月24日条例第35号
平成14年12月19日条例第64号
平成17年12月19日条例第114号
平成19年10月1日条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という)第49条第1項および第50条の規定に基づき、観光地区内における建築物(法第88条第2項に規定する工作物を含む。以下同じ。)の建築の制限等に関し必要な事項を定めるものとする。

(観光地区内の建築制限)

第2条 観光地区内においては、別表に掲げる用途に供する建築物を新築し、増築し、もしくは改築し、または建築物の用途を別表に掲げる用途に変更してはならない。ただし、市長が観光地区の環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可する場合においては、あらかじめ建築審査会の意見を聞かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕もしくは大規模の模様替をしようとする場合または法第3条第2項の規定により、引き続き前条第1項の規定の適用を受けない期間の始期(以下「基準時」という。)を基準とし、次に定める範囲内において増築し、改築し、もしくはその用途を変更する場合においては、同項の規定は、適用しない。

(1) 増築または改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築または改築後における延べ面積および建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項または第7項および法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築、改築または用途変更後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 前条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数または容器等の容量による場合においては、増築、改築または用途変更後のそれらの出力、台数または容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数または容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(便所の構造)

第4条 観光地区(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域を除く。)内の居室を有する建築物でその居室の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その居室の床面積の合計)が300平方メートルを超えるものの便所

は、改良便槽またはし尿浄化槽を設けた構造としなければならない。

(罰則)

第5条 第2条第1項または前条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第6条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和38年規則第19号で、昭和38年8月10日から施行)

附 則 (昭和48年7月17日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年10月14日条例第41号)

この条例は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月24日条例第4号)

1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年6月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年7月10日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年9月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月19日条例第64号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月19日条例第114号)

1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年10月1日条例第57号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校および同法第134条第1項の各種学校で次項に該当するもの
- 2 自動車教習所
- 3 法別表第2（に）項第6号の畜舎
- 4 法別表第2（へ）項第2号の工場または同項第5号の倉庫
- 5 法別表第2（と）項第3号の工場または同項第4号の建築物
- 6 法第88条第2項に規定する工作物のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項第1号または第3号の工作物